

兵庫県警察新型インフルエンザ等対策行動計画の継続について（一般甲）

〔令和 7 年 11 月 26 日〕
〔兵 警 災 一 般 甲 第 103 号〕

- 対号 1 兵庫県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要領
（令和 4 年 8 月 31 日兵警災例規甲第 22 号）
- 2 兵庫県警察新型インフルエンザ等対策行動計画の継続に
ついて（令和 6 年 8 月 26 日兵警災一般甲 71 号）

本県警察における新型インフルエンザ等対策については、対号に基づき推進しているところであるが、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和 6 年 7 月 2 日閣議決定）の策定を受け、12 月 1 日から兵庫県警察新型インフルエンザ等対策行動計画（別添）のとおり運用することとしたので、各所属長は、所属職員に周知徹底の上、新型インフルエンザ等対策に遺漏のないようにされたい。

なお、対号 2 は、11 月 30 日限り、廃止する。

第1章 計画の目的及び実施に関する基本的な方針

第1節 計画の目的、構成等

第1 計画をめぐる情勢

政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）を策定した。

政府行動計画を踏まえ、国家公安委員会及び警察庁は令和7年3月27日に国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年10月10日。以下「警察庁行動計画」という。）を、兵庫県（以下「県」という。）は令和7年3月に特措法第7条の規定により兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年10月22日。以下「県行動計画」という。）をそれぞれ改正した。

第2 計画の目的

この計画は、前記の計画を踏まえ、兵庫県警察（以下「県警察」という。）が執るべき新型インフルエンザ等（特措法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下同じ。）の発生段階に応じた具体的な対応等をあらかじめ定め、治安の維持に必要な警察活動を保持しつつ、各種混乱による不測の事態にも的確かつ迅速に対処することを目的とする。

第3 構成

この計画の構成は、政府行動計画、警察庁行動計画及び県行動計画（以下「政府行動計画等」という。）の準備期に対応するものとして第2章を、初動期に対応するものとして第3章を、対応期に対応するものとして第4章を置き、各章において県警察が実施する事項をそれぞれ定めるとともに、項目ごとに主管課又は主管部を明記することとする。

また、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合は、特措法の対象ではないが、関連する事案として第5章に対策を記載することとする。

第2節 実施に関する基本的な方針

この計画の実施に当たっては、県警察の各部門及び各警察署が相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生時における治安の維持に万全を図るとともに、県等の関係機関との積極的な協力により、政府行動計画等に基づく新型インフルエンザ等対策の推進に寄与するよう努める。

この計画の実施状況については、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、時機を逸することなく兵庫県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）に報告し、必要な指導を受けるとともに、県公安委員会の権限に属する事務について県公安委員会を的確に補佐するものとする。

また、新型インフルエンザ等の世界的大流行により不測の事態が生じた場合においても、県公安委員会における意思決定が円滑に行われるよう、事態の推移に応じて必要となる対応の手順及び内容について、あらかじめ準備をしておくものとする。

あわせて、県公安委員会の行う許可等の行政事務を含め、継続の必要性の高い通常業務を継続するために必要な体制の確保に努める。

さらに、新型インフルエンザ等の世界的大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されるところであり、政府行動計画等についても随時最新の科学的な知見を取り入れ見直すこととされていることから、情勢の変化、政府行動計画等の改定等に対応して、この計画を適時適切に見直し、必要な修正を加える。

なお、この計画は県警察の新型インフルエンザ等対策の基本的な方針を示すものであり、出現した新型インフルエンザ等の病原性、感染力等に応じ、弾力的に運用するとともに、具体的な対応要領、対応マニュアル等を各主管課において別途作成し、整備するものとする。

第2章 準備期における措置

第1節 実施体制の整備

第1 対処体制の整備〔災害対策課〕

新型インフルエンザ等の発生に備え、兵庫県警察新型インフルエンザ等対策委員会等（兵庫県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要領（令和4年兵警災例規甲第22号）に規定する兵庫県警察新型インフルエンザ等対策委員会、兵庫県警察新型インフルエンザ等対策幹事会及び兵庫県警察新型インフルエンザ等対策連絡室をいう。）において部内の調整を図りつつ、諸対策の推進方策その他必要な事項について定めるとともに、当該事項について随時の見直しを図る。

第2 情報の収集・連絡体制の整備〔災害対策課〕

1 情報収集の手段及び方法

新型インフルエンザ等に関する情報を迅速かつ的確に収集するため、警察庁、兵庫県危機管理部災害対策課（以下「県災害対策課」という。）等関係機関と相互の担当課、担当者、休日及び夜間における連絡手段等を明確にし、連絡を担当する警察職員（以下「職員」という。）に周知徹底する。

2 発生状況の把握、報告等

新型インフルエンザ等の発生の疑いがある情報を入手した場合には、速やかに警察庁に報告するとともに、所要の体制を確立して、災害対策課において情報を集約し、関係機関に共有する。

第3 業務継続に向けた措置

1 優先順位の高い業務の選別〔各所属〕

新型インフルエンザ等がまん延し、欠勤する職員が増加した場合であっても、治安維持機能を保持し続けるため、欠勤の状況に応じ、優先度の高い業務に職員を集中させるなどの措置が講じられるよう、業務の優先順位について所属ごとにあらかじめ検討する。

2 公共交通機関停止時に備えた庁舎利用〔会計課〕

新型インフルエンザ等がまん延し、公共交通機関が停止した場合に備え、庁舎内において職員が一時的に休憩する場所を確保するための庁舎の利用要領について、あらかじめ検討する。

3 備蓄食料の管理〔会計課〕〔災害対策課〕

新型インフルエンザ等がまん延し、食料の入手が困難となった場合に備え、備蓄食料の適切な管理を行う。

4 契約業者による食事の提供の停止時における被留置者の食事の確保〔留置管理課〕

新型インフルエンザ等がまん延し、被留置者の食事について契約業者からの入手が困難となった場合に備え、代替手段を整備する。

第4 装備資機材に関する措置〔装備課〕〔災害対策課〕

1 装備資機材の整備等

職員への感染対策等を的確に実施するため、新型インフルエンザ等の発生時に装備資機材を迅速に活用できるよう、部門ごとに、その配備状況を把握するなど適正な管理を図るとともに、必要な装備資機材の整備に努める。

2 装備資機材の活用に向けた指導及び教養

新型インフルエンザ等対策に資すると認められる装備資機材が円滑に運用されるよう、装備資機材の性能及び使用方法について、職員に対する指導及び教養を推進する。

第5 情報通信の確保

1 通信に関する体制の整備 [災害対策課] [情報通信部]

国内で新型インフルエンザ等が発生した場合の通信の確保のため、近畿管区警察局兵庫県情報通信部と連携した対処体制を整備する。

2 情報管理に関する措置 [情報管理課] [情報通信部]

新型インフルエンザ等がまん延した場合においても警察情報システムを適切に運用するため、担当職員の不在に備えた定型的な業務の手順書の作成、警察情報システムの操作方法の教養等を推進する。

また、警察情報システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、早期に障害から復旧できるよう、関係事業者等との連絡体制及び障害への対処体制を整備する。

第6 教養及び訓練の実施 [災害対策課] [厚生課]

新型インフルエンザ等の発生時における対処要領について、職員に対する教養を実施し、周知徹底を図る。

また、新型インフルエンザ等の発生を想定した情報伝達訓練、招集・参集訓練及び通信訓練を実施し、県災害対策課等が主催する各種訓練に積極的に参画することにより、新型インフルエンザ等の発生時における対処能力の向上に努めるとともに、それらの訓練を通じて課題が判明した場合は、必要に応じて対処要領を修正する。

第7 特定接種に向けた準備 [災害対策課] [警務課] [厚生課]

特措法第28条の規定により行う予防接種（以下「特定接種」という。）が円滑に実施されるよう、特定接種の対象者となり得る職員の接種場所及び接種順位をあらかじめ検討する。

第2節 感染対策の準備

第1 職員の感染対策

1 職員及びその家族に対する感染対策 [厚生課]

感染対策のための基本的な措置について、平素から具体的な措置の内容を記載した資料を配布するなどにより、職員及びその家族に周知する。

2 職員に対する抗インフルエンザウイルス薬の投与手順の確立 [災害対策課] [厚生課]

職員が新型インフルエンザ等に感染している者若しくはその疑いがある者（以

下「感染者等」という。)と濃厚接触した場合又は感染者等と濃厚接触する可能性の高い業務に従事する場合において、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与が適切に実施されるよう、平素から、県災害対策課等関係機関との連携強化及び予防投与等に関する情報の収集に努める。

3 職員発症時の対応要領の確立〔厚生課〕

あらかじめ、職員又はその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合及び感染した疑いがある場合の報告及び連絡の体制を定める。

また、職員の新型インフルエンザ等の感染が確認された場合を想定し、平素から、勤務場所等の清掃及び消毒の方法並びに当該職員と接触した職員への対応要領を定める。

第2 各種警察活動等における感染対策等

1 留置施設における感染対策〔留置管理課〕

被留置者が感染者等となった場合の当該被留置者の診療、隔離及び勾留執行停止の要請等の措置、留置業務に従事する職員（以下「留置担当官」という。）及び他の被留置者の健康診断の要領その他の感染対策に係る対応方策を定める。

2 留置施設以外の各種警察活動等における感染対策〔厚生課〕

新型インフルエンザ等の発生に備え、各種警察活動に際しての感染対策及び警察施設における感染対策に関し、対応要領を確認するなどの必要な準備を行う。

第3 庁舎管理手順の確立〔会計課〕

あらかじめ、新型インフルエンザ等の庁内での感染対策に必要な庁舎管理要領を定める。

第3節 水際対策等に備えた管理者対策

第1 国際海空港、検疫所等における管理者対策〔災害対策課〕

神戸港及び神戸空港（以下「神戸港等」という。）、神戸検疫所及び停留場所（以下「神戸検疫所等」という。）並びにそれらの周辺における警戒活動の実施に備え、平素から神戸港等及び神戸検疫所等を管理する神戸市等関係機関の管理者に対し、自主警備体制の確立、施設内の整理等を要請するなど、管理者対策を推進する。

第2 医療活動に備えた管理者対策〔災害対策課〕

新型インフルエンザ等の発生時において、医療機関及び抗インフルエンザウイルス薬を処方する薬局（以下「医療機関等」という。）における混乱及び不測の事態が発生することを防止するため、平素から医療機関等の経営者、施設管理者その他関係者に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等を要請するなど、管理者対策を推進する。

第3 感染者の密入国に対する警戒活動に備えた管理者対策〔外事課〕

新型インフルエンザ等の感染者の密入国に対する警戒活動の実施に備え、平素から神戸検疫所、大阪出入国在留管理局神戸支局等の管理者に対し、警戒活動への協力を要請するなど、管理者対策を推進する。

第4節 多数死体取扱いに備えた措置〔捜査第一課〕.

第1 多数死体取扱いに備えた医師及び死体取扱場所の確保に必要な措置

新型インフルエンザ等が県内で発生した場合において、多数の死体を取り扱わなければならないときに備え、県監察医務室、大学法医学教室、医師会、地方公共団体等と緊密な連携を図り、検視又は死体の調査への立会いに当たる医師及び死体の取扱場所を確保する。

第2 多数死体取扱手順の確立

新型インフルエンザ等が県内で発生した場合において、多数の死体を取り扱わなければならないときに備え、多数の死体を取り扱う場合に的確な措置を講ずるための訓練及び教養を実施するなど、多数死体取扱手順を確立する。

第3章 初動期における措置

第1節 実施体制

第1 兵庫県警察新型インフルエンザ等対策本部等の設置〔災害対策課〕

1 兵庫県警察新型インフルエンザ等対策室の設置

新型インフルエンザ等が国内外で発生した疑いがある場合には、警備部長を長とする兵庫県警察新型インフルエンザ等対策室（以下「県警察対策室」という。資料2のとおり）を設置する。

2 兵庫県警察新型インフルエンザ等対策本部の設置

新型インフルエンザ等が国内外で発生した場合には、本部長を長とする兵庫県警察新型インフルエンザ等対策本部（以下「県警察対策本部」という。資料1のとおり）を設置する。

3 任務等

県警察対策本部又は県警察対策室（以下「県警察対策本部等」という。）は、緊急事態における警察庁の組織に関する訓令（平成17年警察庁訓令第6号）等に定める警察庁の対策本部又は対策室（以下「警察庁対策本部等」という。）、兵庫県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）その他市町等関係機関との連携を図り、事態を的確に把握して新型インフルエンザ等対策及び治安維持に当たる。

なお、県警察対策本部等に従事する職員の招集等に当たっては、新型インフルエンザ等の国内外での発生状況に応じて柔軟かつ的確に対応する。

第2 警察署新型インフルエンザ等対策本部の設置〔災害対策課〕〔警察署〕

県警察対策本部長は、新型インフルエンザ等が国内外で発生した場合において、必要に応じて警察署を指定し、警察署長を長とする警察署新型インフルエンザ等対策本部（以下「警察署対策本部」という。）を設置させることができる。

警察署対策本部は、県警察対策本部及び市町等関係機関との連携を図り、新型インフルエンザ等対策及び治安維持に当たるものとする。

なお、警察署対策本部の組織、編成及び任務は警察署長が別に定める。

第3 情報の収集・連絡体制の確立〔災害対策課〕

1 発生状況の把握と分析

県警察対策本部等は、新型インフルエンザ等が県内において発生し、又は発生した疑いがある場合において、当該発生に係る情報を入手したときは、警察庁対策本部等に速報するとともに、所要の体制を確立して、情報を集約し、分析評価を行い、関係機関に共有する。

2 休日・夜間における連絡体制の確立

休日・夜間の当直員は、新型インフルエンザ等が県内において発生した、又は発生した疑いがある場合において、当該発生に係る情報を入手したときは、緊急時の連絡手段を用いて県警察対策本部等の担当者及び警察庁対策本部等に速報する。

第4 業務継続のための執務体制の確立〔警務課〕〔災害対策課〕

新型インフルエンザ等が県内で発生した場合には、県警察対策本部等の決定を経て、業務継続計画に定められた体制に移行する。

第5 装備資機材の活用〔装備課〕〔災害対策課〕

職員の感染を予防し、治安維持機能を保持するため、各種警戒活動の実施に当たっては、感染対策資機材の確実な着装の徹底を図る。

また、感染対策資機材等が適切に活用されるよう、新型インフルエンザ等がまん延する期間及び地域に応じて当該資機材の柔軟な配備を行うとともに、必要に応じてその補充を図る。

第6 情報通信の確保

1 通信の確保〔災害対策課〕〔情報通信部〕

県警察対策本部等は、通信の確保に努める。

2 情報管理機能の確保〔情報管理課〕〔情報通信部〕

警察情報システムを適切に運用するため、担当職員の不在に対応した体制を確保する。

また、警察情報システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、適切な障害対応を行えるよう関係事業者等と緊密に連絡を取り、障害の対処体制の確保を図る。

第7 特定接種の実施〔災害対策課〕〔警務課〕〔厚生課〕

特定接種を行うことが決定した場合は、速やかに接種体制を構築し、特定接種を実施する。

第2節 感染対策

第1 職員の感染対策

1 職員及びその家族に対する感染対策の周知徹底〔厚生課〕〔警務課〕

新型インフルエンザ等が国内外で発生した場合は、職員に対し、その家族も含めて新型インフルエンザ等の感染対策のための基本的措置を徹底するとともに、テレワークの活用、休暇取得の促進、出勤時の検温の徹底等により、職場における感染防止に配慮する。

2 発生地域への海外渡航の中止〔警務課〕

新型インフルエンザ等の発生国又は発生地域（以下「発生国等」という。）への職員の渡航は、やむを得ない場合を除き、公務の目的に係るものにあつては延期し、若しくは中止し、又は公務の目的以外の目的に係るものにあつては延期し、若しくは中止するよう当該職員に要請する。

3 海外出張中等の職員の確認と支援〔警務課〕

新型インフルエンザ等の発生国等又はその周辺国若しくは周辺地域に出張中又は旅行中の職員の状況を確認するとともに、当該職員に感染対策に必要な情報提供、助言その他の支援を行う。

4 職員に対する抗インフルエンザウイルス薬の投与〔厚生課〕

県災害対策課等関係機関と相互に協力し、職員が感染者等と濃厚接触した場合及びその可能性の高い業務に当たる場合において、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

5 職員発症時の対応〔警務課〕

職員及びその家族に新型インフルエンザ等の感染が疑われる場合には、医療機関の速やかな受診を勧奨するとともに、他の職員への感染のおそれが高いと認められる職員について、業務に従事することを禁止する。

第2 各種警察活動等における感染対策

1 留置施設における感染対策〔留置管理課〕

(1) 留置担当官に対する感染対策の周知徹底

国内外における新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、次の措置を講ずる。

ア 留置開始時の健康状態についての事情聴取において、被留置者の海外渡航歴等を詳細に聴き取るとともに、捜査部門から感染を疑わせる事情の有無に係る情報を入手し、感染が疑われる場合には、健康診断を受けさせるなど当該被留置者の健康状態の早期把握に努める。

イ 身体検査、所持品検査等に従事する職員には、マスク及び手袋を着用させ、当該業務終了後は、手洗い、うがい及び消毒を行わせる。

ウ 面会の受付を行う職員には、対応時にマスクを着用させ、面会受付時において、発熱、せき等の症状の有無、感染者等との接触の機会の有無等を面会人に確認し、症状がある面会人又は感染者等と接触の機会があった面会人にマスクの着用を求め、その着用を拒否された場合には、留置施設内における感染拡大防止の必要性を説明して理解を求めるなど、面会人から被留置者への感染の予防に必要な措置を講ずる。

エ 工事業者等の留置施設に出入りする関係者については、あらかじめ、症状がある者又は感染者等と接触の機会があった者の施設内への立入りの自粛を要請する。

オ 必要に応じて、運動、入浴又は集中護送の中止を検討する。

カ 発生地域においては、発生状況に応じて、職員及び被留置者に対し、手洗い、うがい、消毒及びマスクの着用を行わせる。

(2) 感染が疑われる場合の報告

被留置者又は留置担当官が感染者等となった場合には、速やかに警察庁に報告する。

(3) 感染者等の隔離及び早期診療

被留置者が感染者等となった場合には、第2章第2節第2の1に定める対応方針に従い、感染者等となった被留置者の診療、隔離等の措置を講ずる。

また、留置担当官が感染者等となった場合は、当該担当者に対し、医療機関

の速やかな受診を指示し、感染者と診断された場合は治療に専念させるなど、留置担当官から被留置者への感染防止に必要な措置を講ずる。

(4) 感染者等の庁舎内行動経路の確認及び消毒

被留置者又は留置担当官が感染者等となった場合には、感染者等の庁舎内における行動経路を確認し、滞在した場所及び頻繁に接触したと考えられる箇所について必要な消毒を行う。

(5) 感染者等との接触者の検診

被留置者又は留置担当官が感染者等となった場合には、他の被留置者及び留置担当官に健康診断を受診させる。

また、感染者等と濃厚接触があった留置担当官については、抗インフルエンザウイルス薬の投与を受けるよう指示する。

2 その他の各種警察活動等における感染対策〔厚生課〕

新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、各種警察活動に際して、また警察施設において、必要な感染対策を行う。

第3 その他

1 庁舎管理の手順の周知徹底〔会計課〕

新型インフルエンザ等の庁内での感染対策に必要な庁舎管理の手順及び感染時の対応について、庁舎管理責任者を通じ各担当者に周知徹底を図る。

2 感染対策に関する関係機関・団体への情報提供〔関係所属〕

関係機関・団体に対し、新型インフルエンザ等の国内外での発生状況及び新型インフルエンザ等の感染対策に関する情報を提供し、新型インフルエンザ等の感染対策の周知徹底を図る。

3 不特定多数の者が集まる活動の延期又は中止〔関係所属〕

県警察が主催し、又は共催する集会、催事等の不特定多数の者が集まる活動について、県内における新型インフルエンザ等の発生状況に応じて延期し、又は中止する。

また、関係機関・団体に対して不特定多数の者が集まる活動の自粛を要請するとともに、これらの措置に係る広報啓発を行い、住民への周知を図る。

第3節 水際対策の支援

第1 国際海空港、検疫所等における警戒活動等

1 神戸港等、神戸検疫所等及びその周辺における警戒活動〔災害対策課〕〔地域企画課〕〔警備課〕

(1) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

初動期において、国外で新型インフルエンザ等が発生している場合には、発生源から外国人又は在外邦人の多数が入国することに伴う混乱等による不測の事態の防止を図るため、神戸市等関係機関における自主警備状況及び事故防止に必要な施設内の整理状況を把握し、問題点の改善を促すなど、管理者対策を

一層徹底する。

また、発生国から在外邦人が多数帰国すること、又は国内から在留外国人が多数出国することに伴う混乱及び出国自粛勧告に伴う混乱による不測の事態の防止を図るため、警察庁からの指示又は関係機関等から支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、十分な対処体制を確立し、かつ、感染対策を徹底した上で、警戒活動を実施する。

(2) 機動隊等の運用

水際対策に伴い大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに警察庁に報告するとともに、関係機関との連携を強化して感染対策を徹底した上で、速やかに機動隊、管区機動隊及び第二機動隊（以下「機動隊等」という。）を集中運用するなどにより、その沈静化を図る。

2 神戸港等、神戸検疫所等及びその周辺における交通規制〔交通規制課〕〔交通企画課〕

神戸港等、神戸検疫所等及びその周辺における交通規制を行う必要があると認められる場合は、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、通行禁止等に係る区域、道路の区間その他必要な事項について、速やかに住民、運転者等に周知徹底を図る。

第2 感染者の密入国に対する警戒活動

1 沿岸警備の強化〔外事課〕〔地域企画課〕〔関係所属〕

船舶を利用した新型インフルエンザ等の感染者の密入国を防止するため、海上保安庁、大阪出入国在留管理局神戸支局等関係機関との連携を強化し、感染対策を徹底した上で、不審船及び密入国者の取締りに当たるとともに、沿岸部及び海上におけるパトロール、検問等の警戒活動を強化する。

2 関係機関との情報の共有〔外事課〕

密入国事件を取り扱ったときに把握した感染者等に関する情報を神戸検疫所、大阪出入国在留管理局神戸支局等関係機関に提供するなどにより、感染者の密入国に関する情報の共有に努める。

3 密入国事件取扱時における留意事項〔外事課〕

密入国者の取締りに当たっては、密入国者の居住地、海外渡航歴、供述内容等から感染の可能性を調査するほか、感染者等であることが確認された場合には、神戸検疫所、大阪出入国在留管理局神戸支局等関係機関に速やかに通報し、協力してまん延防止に必要な対応を行う。

また、検疫を受けていない新型インフルエンザ等の発生国等からの密入国者を取り扱うときは、感染対策を徹底した上で、業務に当たる。

第3 検疫体制の縮小に伴う措置〔関係所属〕

検疫体制が縮小される場合は、県警察対策本部長の指揮を受け、各種警戒活動等を縮小する。

第4節 医療活動の支援

第1 医療機関等における警戒活動

1 医療機関関係者等との連携の強化〔災害対策課〕

医療機関等における警戒活動の実施に備え、医療機関管理者等との連携を確認し、及び強化する。

2 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施〔警備課〕〔地域企画課〕

医療機関等における混乱及び不測の事態の発生を防止するため、医療機関等の自主警備状況及び事故防止に必要な施設内の整理状況を把握するとともに、問題点の改善を促すなど、管理者対策を一層徹底する。

また、医療機関等及びその周辺における混乱を防止するため、警察庁からの指示又は関係機関からの支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、十分な対処体制を確立し、かつ、感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行う。

3 機動隊等の運用〔警備課〕

医療機関等及びその周辺における大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに警察庁に報告するとともに、関係機関との連携を強化して、感染対策を徹底した上で、速やかに機動隊等を集中運用するなどにより、その沈静化を図る。

第2 医療機関等の周辺における交通規制〔交通規制課〕〔交通企画課〕

医療機関等の周辺における交通規制を行う必要があると認められる場合は、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を実施する。この場合において、交通規制を実施したときは、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、速やかに住民、運転者等への周知徹底を図る。

第3 患者等の搬送の支援〔地域企画課〕〔交通企画課〕

医療機関、県等の関係機関から患者又は検体の搬送に伴う支援要請を受けた場合は、混乱時における治安維持活動等の業務に支障のない範囲において、感染対策を徹底した上で、必要な支援を行う。

第5節 社会秩序の維持

第1 犯罪の予防一般〔生活安全企画課〕

1 相談対応を通じた住民等の不安の軽減

住民等からの相談について親身に対応するとともに、必要に応じて適切な相談窓口を教示できるよう、関係機関との連携を確認し、強化するなどにより、住民等の不安の軽減に努める。

2 混乱に乗じた犯罪の予防に関する取組

新型インフルエンザ等の国内発生時における混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、これらの犯罪情報の集約に努めるとともに、テレビ、ラ

ジオ、インターネット等各種媒体を活用した広報啓発活動を推進する。

第2 各種犯罪の捜査

1 関係法令違反の取締り〔生活経済課〕

神戸港等及び神戸検疫所等における感染者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯、感染者等と診断した場合の医師の届出義務違反等の関係法令違反に関する情報入手に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

2 混乱に乗じた犯罪の取締り〔生活安全部〕〔刑事部〕

新型インフルエンザ等の感染拡大に乗じた犯罪に関する情報を収集するとともに、取締りを徹底する。

第3 混乱時における措置〔警備部〕〔地域部〕

新型インフルエンザ等の国内におけるまん延若しくはまん延防止のために講じられる各種対策への不満等に起因する社会的混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁への報告を徹底するとともに、県対策本部等との連携を強化し、県警察の総合力を発揮して混乱の沈静化を図るなど、治安の維持確保を強力に推進する。

第6節 新型インフルエンザ等の発生時における措置に対する支援等〔関係所属〕

第1 住民接種に対する支援

住民接種が行われる場合において、接種会場及びその周辺における混乱等による不測の事態の防止を図るため、市町と連携を図り、感染対策を徹底した上で、必要な警戒活動等を実施する。

第2 臨時医療施設に対する警戒

臨時医療施設に対して、第4節に定める措置を講ずる。

第7節 条例の改正等への対応〔関係所属〕

新型インフルエンザ等の発生時に緊急に必要な条例の改正等に適切に対応する。

第4章 対応期における措置

第1節 実施体制〔関係所属〕

第3章第1節に定める措置を講ずる。

なお、緊急時における職員の招集・参集及び事態の対処に当たっては、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて柔軟かつ的確に対応する。

第2節 感染対策〔関係所属〕

第3章第2節に定める措置を講ずる。

第3節 水際対策の支援〔関係所属〕

対応期においても、水際対策の支援を行う必要がある場合は、第3章第3節に定める措置を講ずる。

第4節 医療活動の支援〔関係所属〕

第3章第4節に定める措置を講ずる。

第5節 多数死体取扱いに当たっての措置〔捜査第一課〕

第1 多数死体取扱いに当たっての医師・関係機関等との連携

感染対策を徹底した上で、多数死体の取扱いに当たっては、医師、関係機関等との緊密な連携を図る。

第2 多数死体の調査の実施

多数死体取扱手順に基づき死体の調査を実施する。

第6節 社会秩序の維持〔関係所属〕

第3章第5節に定める措置を講ずる。

第7節 新型インフルエンザ等の発生時における措置に対する支援等〔関係所属〕

第3章第6節に定める措置を講ずる。

第8節 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置に対する支援等〔警備課〕〔地域企画課〕

特措法第31条の6の規定に基づき新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべきとされた区域に指定された場合において、県知事から事業者等に対して同法第31条の8の規定に基づく協力要請が行われるに際し、当該知事からこれに関連する警戒活動、広報啓発活動等について協力依頼を受けたときは、県等と調整し、感染対策を徹底した上で、感染状況に応じた警戒活動等を実施する。

第9節 新型インフルエンザ等緊急事態措置に対する支援等

第1 特定都道府県知事等からの応援の要求への対応〔災害対策課〕〔関係所属〕

特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされ、県公安委員会に対して、同法第38条第1項の規定により読み替えて適用する同法第26条の3の規定に基づく特定都道府県知事等からの応援の要求があった場合には、速やかに警察庁対策本部等に報告するとともに、その調整を受けた上で、当該要求を行った都道府県の公安委員会から警察法第60条第1項の規定に基づく援助の要求を受け、これに基づき必要な職員を派遣する。

第2 感染を防止するための協力要請等に対する支援〔災害対策課〕〔関係所属〕

1 混乱を防止するための警戒活動等

特定都道府県知事が、特措法第45条第2項に規定する多数の者が利用する施設に対する使用制限等の要請をしたことに伴う混乱等による不測の事態の防止を図るため、当該要請の対象となる施設の管理者等に対して自主警備の強化を促すなど、管理者対策を徹底するとともに、感染状況に応じた警戒活動等を実施する。

2 特定都道府県知事からの協力要請に基づく警戒活動等

特定都道府県知事から住民に対して、特措法第45条第1項の規定による感染防止に必要な協力の要請が行われた場合において、当該知事からこれに関連する警戒活動、広報啓発活動等についての協力依頼を受けたときは、これに的確に対応する。

第3 緊急物資の運送に対する支援〔関係所属〕

特措法第54条第1項に規定する物資等の運送等に対して支援要請があった場合は、これに的確に対応する。

第4 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等に関する業務〔関係所属〕

特措法により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づく措置に係る事務処理に的確に対応する。

第10節 条例の改正等への対応〔関係所属〕

第3章第7節に定める措置を講ずる。

第11節 小康状態となった場合の措置〔関係所属〕

新型インフルエンザ等の国内における患者の発生が減少するなど小康状態になった場合であっても、引き続き感染対策の徹底及び社会秩序の維持に努める。

また、再度の感染拡大に備え、各種対応の分析及び評価を行い、必要な改善を図った上で、状況に応じて第2章及び第3章に定める措置を講ずる。

第5章 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

第1節 目的

鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、濃厚接触することにより鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染し、発症する例が見受けられる。

鳥インフルエンザウイルスは、他の動物のインフルエンザウイルスに比べて変異しやすいとされており、変異の結果、人に容易に感染する特性を有して新型インフルエンザとなる可能性が高いものである。

このため、鳥インフルエンザの発生は社会不安を惹起するおそれがあり、新型インフルエンザ等対策に準じて適切に対処する必要がある。

よって、本章を設け、実施する措置をあらかじめ定め、鳥インフルエンザの発生時における迅速かつ的確な対処を行うこととし、もって、国民の生命、身体及び財産の安全の確保を図ることとする。

第2節 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策

第1 これまでに人への感染例のない鳥インフルエンザウイルスの人での発症が国外で認められた場合における措置〔災害対策課〕〔地域企画課〕〔警備課〕

警察庁及び県災害対策課等の関係機関と連携を図り、関連情報を入手した場合には、警察庁に報告する。

また、鳥インフルエンザ等の発生国等から外国人又は在外邦人の多数が入国し、又は帰国することも予想されることから、警察庁からの指示又は神戸市等関係機関から支援要請がある場合のほか、必要と認められる場合には、神戸港等における警戒活動を行う。

第2 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合における措置

1 県警察対策本部等の設置〔災害対策課〕

県内で鳥インフルエンザの人での発症を確認した場合には、警察庁及び県災害対策課等の関係機関と連携し、県警察対策本部等を設置する。ただし、鳥インフルエンザを発症した人の感染場所が国外であることが明らかである場合は、インフルエンザウイルスの病原性、感染力等を考慮して、県警察対策本部等の設置を判断する。

2 新型インフルエンザ等の発生時における措置に準じた対応〔関係所属〕

第3章に掲げる措置のうち、第1節第3（情報の収集・連絡体制の確立）、第5（装備資機材の活用）及び第6（情報通信の確保）、第2節第1の1（職員及びその家族に対する感染対策の周知徹底）及び第2（各種警察活動等における感染対策）、第4節第1（医療機関等における警戒活動）並びに第5節第1（犯罪の予防一般）及び第2（各種犯罪の捜査）を行う。

第3節 防疫措置の支援

第1 防疫措置実施地域における警戒活動等

1 防疫措置実施地域における警戒活動〔災害対策課〕〔警備課〕〔地域企画課〕

兵庫県農林水産部畜産課等関係機関による防疫措置（家禽に鳥インフルエンザが県内で発生した場合において、感染の拡大を防止するために県を始めとした関係機関が実施する家禽の殺処分、鳥小屋の消毒その他の措置をいう。）を支援するための警戒活動の実施に備え、平素から県災害対策課等関係機関との連携を強化する。

また、防疫措置が実施される場合において、防疫措置に伴う混乱の発生を防止するため、警察庁への報告並びに県災害対策課等関係機関との連絡調整及び連携を図りつつ、感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行う。

2 機動隊等の運用〔警備課〕

防疫措置に伴い大規模な混乱が県内で発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁に速報するとともに、県災害対策課等関係機関との連携を強化して、感染対策を徹底した上で、速やかに機動隊等を集中運用するなどにより、その沈静化を図る。

第2 防疫措置実施地域周辺における交通規制〔交通規制課〕〔交通企画課〕

防疫措置が実施される場合において、防疫措置実施地域及びその周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、十分な感染対策を講じた上で、円滑な交通規制を実施する。

また、交通規制を実施した場合は、通行禁止等に係る区域、道路の区間その他必要な事項について、速やかに住民、運転者等に周知徹底を図る。

第4節 関係法令違反の取締り〔生活経済課〕

家畜伝染病予防法違反等の関係法令違反に関する情報入手に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。